

国保だより

NO.83

発行：野田市 国保年金課 ☎7125-1111 内線3115～3121 平成27年7月1日

新しい保険証を送付します

現在お使いの保険証の有効期限は、平成27年7月31日となっております。8月1日以降にお使いいただき、新しい保険証は、7月中旬から順次「簡易書留郵便」で世帯主様あてにお送りします。

新保険証は簡易書留で

新しい保険証は、世帯主あてに、同一世帯の加入者全員分を同封し、簡易書留郵便で発送します。同一世帯でも、一般被保険者と退職被保険者、資格証明書交付世帯の大人と高校生世代以下は、それぞれ別封筒となります。

保険証を受け取りましたら、氏名、住所、生年月日などの記載内容と、加入者全員分が届いているか確認をお願いします。

なお、現在お使いの保険証は有効期限終了後に、国保年金課、関宿支所若しくは各出張所にご返還いただくか、細かく裁断するなどして自己責任にお

いて廃棄してください。

また、新しい保険証は、6月16日現在の国保加入状況により作成しています。6月17日以降に、資格喪失届をした方や、住民票の異動届（転出・転居等）を出された方にも、届出前の内容で保険証を郵送する場合があります。

該当する方は、国保年金課、関宿支所若しくは各出張所へ保険証の返還をお願いします。

配達時不在の場合は

郵便局から、「郵便物お預かりのお知らせ」が投函されていた場合は、必ず保管期間内に再配達の手配をされる

還付金詐欺に、ご注意ください

市役所等の職員を名乗る者からの、不審電話が多発しています。内容は、「以前、お知らせした医療費の還付手続きがまだお済みでないようですね。今日が締め切ります。急ぐので、ATMを使って返金します。」などと電話で話し、ATMに誘導し、お金を振り込ませようとするものです。

●口座番号・暗証番号などの個人情報をお教えしない。

●相手の名前、所属、電話番号を聞く。

●教えられた電話番号に電話しない。ATMの操作を求める電話は「詐欺」と考え、要求に従わずに、すぐに左記へご相談ください。

○野田警察署 TEL 7125-0110

○振り込め詐欺相談専用ダイヤル

TEL 0120-494-506

新保険証（一般被保険者用）見本

国民健康保険 被保険者証	有効期限 平成**年**月**日	記号 野田 番号*****
氏名 野田 市郎	生年月日 昭和**年**月**日	性別 男
住所 野田市 関宿 番地の1	世帯主氏名 野田 市郎	一部負担金の割合 3割
資格取得年月日 平成**年**月**日	交付年月日 平成**年**月**日	
保険者番号 120089	保険者名 千葉県野田市	

（一般被保険者用：紫色 退職被保険者用：エンジ色）

か、郵便局の窓口で運転免許証・保険証などの本人確認ができるものをご用意の上、お早めにお受け取りください。保管期間が過ぎてしまった場合は、市に返送となるため、国保年金課までお問合せください。



※「郵便物お預かりのお知らせ」配付により、郵便局への電話連絡が集中し、繋がりにくい場合があります。有りますので、なるべくインターネットによる連絡方法をご活用いただくか、電話の場合は、音声自動案内による連絡をご利用ください。

また、郵便局の窓口へ直接受け取りに行く場合は、駐車台数に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。

納税通知書を発送します

納税通知書は世帯主に

納期内納付にご協力を

国保は、一人一人が被保険者ですが加入は世帯ごとになるため、世帯主が納税義務者となります。また、世帯主が会社等の健康保険に加入しており、国保に加入されていない場合でも、同一世帯の中に一人でも国保に加入されている方がいれば、世帯主が納税義務者となります。

国保は、病気やけがをしたときに病院などで安心して診療が受けられるよう、加入者が国保税を負担し合い、お互いに助け合う制度です。

国保税の収納率の低下が続くことは、さらなる収入不足につながり税率等を引き上げる要因となります。

みなさんの納める国保税は、国・県からの負担金とともに国保制度を支える大切な財源となります。必ず納期内に納付くださいますようお願いとご協力をお願いいたします。

◎納付相談窓口を開設しています

特別な事情があり納期どおりに納めることができない場合は、早めにご相談ください。



また、金融機関などが開いている時間に納めに行くことができない場合にも、納付相談窓口をご利用ください。

全国のコンビニ等で

国民健康保険税の納付ができます

市税同様、国民健康保険税につきましても休日、夜間を問わず全国のコンビニエンスストア等で納付する事が可能です。

納税通知書とともにお送りした納付書は、1枚ずつ分かれていきます。納付の際には、納期や金額・期別をよくご確認のください。ただし、納期限を過ぎた納付書はコンビニエンスストアなどでは取扱できませんのでご注意ください。なお、領収書は、納税通知書に添付されている台紙に貼り付けて大切に保管してください。

国保税の納付は便利な口座振替で

納付書による納付では納期のたびに銀行等へ行く手間や、うっかり納め忘れる場合があることから口座振替を推奨しています。

国保の加入または

喪失の届出はお早めに

職場の健康保険などをやめたときは、退職日の翌日から国民健康保険に加入する必要があります。届出が遅れると、国保税をさかのぼって納めることになったり、その間にかかった医療費が全額負担となる場合があります。

また、国保に加入していた方が、職場の健康保険などに加入した場合は、国保の喪失手続をする必要があります（自動的には替わりません）。国保喪失手続を忘れてしまい、国保で診療などを受けると、国保が負担した医療費を全額返還してもらおうこととなります。

手続は、国保年金課、関宿支所若しくは各出張所に届出をしてください。

◎国保加入に必要なもの
□職場の健康保険をやめた日付のわかるもの

- 【健康保険資格喪失証明書、退職証明書、離職票など】
- 年金手帳（60歳未満の方）
 - 本人確認のできるもの
 - 代理人手続の場合は委任状
 - ◎国保喪失に必要なもの
 - 職場の健康保険証（被扶養者分を含む）
 - 国保の保険証（全員分）

平成27年度の国民健康保険税率等

区分	医療保険分	支援金分	介護保険分
所得割	7.16%	1.84%	1.5%
資産割	5%	なし	なし
均等割	26,200円	10,000円	12,200円
平等割	25,000円	なし	なし
課税限度額	52万円	17万円	16万円

※介護保険分は40歳以上65歳未満の方が対象
※国保税率は26年度と同じ

毎年特定健康診査を受けて、生活習慣病を予防しましょう！

生活習慣病は、自覚症状がなく進行することが多いため、早期発見の方法は健診などの検査しかありません。特定健康診査は、国保に加入する40歳から75歳未満の方を対象として、生活習慣病の早期発見・予防を目的に実施しています。日頃の生活習慣が検査結果に表れ、ご自分の健康状態を知ることができますので、この機会にぜひ受診してください。

対象者は

野田市国保に加入している40歳（27年度中に40歳になる方を含む）以上75歳未満の方です。

対象者には、6月下旬に受診券を郵送しました。対象者の方で受診券がお手元にない方は、保健センター又は関宿保健センターまでお問合せください。

実施場所は

市内指定医療機関(受診券に記載)

受診費用は

800円です。



健診内容は

問診・計測・診察・血圧測定・血液生化学検査・肝機能検査・血糖検査・尿検査 等

受診期間は

7月1日(水)から10月31日(土)まで

受診方法は

市内指定医療機関に、診療日や時間などを確認の上、受診してください。

問合せ先は

保健センター ☎7125-1188
関宿保健センター ☎7198-5011

☆特定保健指導を活用しましょう☆

～専門家のサポートを受けてイキイキ生活～

特定健診受診後、保健センターからその人に合わせた「特定保健指導のお知らせ」のご案内を送付します。生活改善のためにぜひお申し込みください。

- ・ 動機付け支援：メタボのリスクがある方。
- ・ 積極的支援：メタボのリスクが高い方。

※すでに病気が進行して医療機関への受診をすすめられている方、継続的に医療を受けている方は原則として医療機関による治療をおすすめします。

目標達成 H25年に保健指導を受けた多くが体重と腹囲を減らすことができました。
6割以上の方が成果を出しています。

体重最大 : -11.6kg 腹囲最大 : -18cm

ジェネリック医薬品の

差額通知をお送りしました

新薬からジェネリック医薬品に切り替えた場合、薬代の自己負担額がどのくらい軽減できるかを参考にしていたため、自己負担額の軽減が見込まれる方を対象としてお送りしています。

症状などにより切り替えできない場合もありますのでかかりつけの医師又は薬剤師にご相談ください。

詳しくは、ハガキに記載されたコールセンターへお問合せください。

第12回健康づくり絵画コンテスト

作品募集のお知らせ

【テーマ】健康づくりに関すること

食生活・運動・睡眠・歯磨き・禁煙など

【対象者】県内在住または就学中の小学生以下

【応募規定】

- ・ 個人作品で未発表のもの
- ・ 用紙は4ツ切画用紙を縦に使用
- ・ 文字は入れないこと
- ・ 作品裏面に学校名、学年、氏名（ふりがな）を記入すること

【締切】9月11日（金）必着

【主催、提出先及び問合せ先】

〒263-0016

千葉県稲毛区天台6-4-3

千葉県国民健康保険団体連合会

事業課保健事業係

☎043-254-7355

入院や外来で医療費が高額になる前に 限度額適用認定証を申請しよう！の巻



Q こくほ博士、今度家族が入院することになってしまったよ。後で高額療養費の申請をすれば限度額を超えた分の医療費が戻ってくるんだよね？
 A 後で戻ってくる方法もあるが、もっと良い方法があるぞ。
 「限度額適用認定証」じゃ！この認定証があれば、ひと月当たりの一医療機関への支払いが限度額までで済むんじゃよ。詳しく説明しよう！

<後で高額療養費の支給を受ける方法>

医療機関で自己負担分の医療費の支払いをします。(A)

限度額を超えた分が高額療養費として支給対象となります。(B)

※高額療養費の対象となるかは、国保で自動計算をして、申請が必要な方には、診療月の約3か月後にお知らせします。

高額療養費が支給され、最終的に限度額までの負担となります。(C)

医療費10割

国保負担

B 高額医療費

C 限度額

A 自己負担額

限度額適用認定証

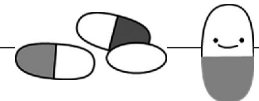
<あらかじめ認定証を提示する方法>

限度額は世帯の所得区分によって異なります。認定証は、「この世帯の月額限度額はいくらです」と証明するようなものです。

医療機関で、保険証と共に認定証を提示した場合は、一医療機関の窓口での月額の支払いが、限度額までとなります。(C)
 ※複数の医療機関を受診している場合は、国保で再度計算をして、高額療養費の申請についてお知らせします。



Q どちらの方法でも、最終的には限度額(C)までの負担になるんだね。
 A そうじゃ。認定証は、申請したら保険証と同じ有効期限まで何度でも使えるから、保険証と共に携帯しよう！



更新

<既に認定証を持っている方>

6月に更新のお知らせを郵送しています。
 6月末までに申請書をご提出いただいている方には、7月下旬に、新年度(8月以降)の認定証をお送りします。
 ※自動更新ではないのでご注意ください。

認定証には交付要件があります。

- 世帯主と国保加入者全員(20歳未満の人を除く)が、所得の申告をしていること。

※収入のない方や少ない方、確定申告や年末調整で扶養となっている方も市県民税申告が必要です。

- 国保税に滞納がないこと。

新規

<新たに認定証を申請する方>

交付対象	事前の手続	医療機関などで
70歳未満	市役所にて申請 ・保険証 ・窓口申請に来る方の本人確認書類(免許証など) ・代理人の場合は委任状	「保険証」と「認定証」を窓口で提示してください。限度額までの負担となります。
70歳以上75歳未満	市県民税課税世帯 手続不要	「保険証」を提示するだけで限度額までの負担となります。

国保だよりは、市ホームページから閲覧、印刷ができます。